

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年9月1日にA社の厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年1月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年9月から33年9月までは6,000円、同年10月から34年9月までは7,000円、同年10月から35年9月までは8,000円、同年10月から36年3月までは9,000円、同年4月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から38年1月26日まで

私は、近所の人で紹介でA社に同僚と二人で就職した。その後、同じ地域から就職した人は、同社での厚生年金保険の加入記録があり、年金を受給していると聞いた。同じ会社に勤務していた人に厚生年金保険の加入記録があるのに、私には無いことに疑問があるので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当初、申立人と同姓同名であるが、生年月日が5日相違している基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和32年9月1日、資格喪失日が38年1月26日）が存在していたところ、その後、当該記録は氏名が一字削除され、性別が女性から男性に訂正されていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票（昭和35年作成）によると、上記の被保険者記録は、男性（第1種被保険者）を記載する様式に記載されており、日付は不明であるが、再度、申立人の氏名と同姓同名とする訂正及び性別を男性から女性とする訂正がされていることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が同僚であったと記憶する13人の氏名が確認できるところ、そのうちの一人は、「申立人以外に同姓の者はいなかった。」と証言している上、申立人がB都道府県から一緒に就職したと記憶する同僚の同社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和32年9月1日となっており、同名簿の整理番号が前述の未統合記録と連番となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和32年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年1月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年9月から33年9月までは6,000円、同年10月から34年9月までは7,000円、同年10月から35年9月までは8,000円、同年10月から36年3月までは9,000円、同年4月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万円とすることが妥当である。

また、当該記録は、脱退手当金支給済期間である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年3月まで

昭和47年8月頃、A区役所B出張所からハガキが届き、同出張所に向いたところ、男性職員から、全額免除の承認期間について、国民年金保険料を納付するように言われた。すぐに全額を払うことはできなかったため、その日のうちに、申請免除承認期間のうち約半年分の保険料として約1万円を納付し、残りの申請免除承認期間及び46年10月から47年3月までの未納期間の保険料については、4回に分割した納付書を発行してもらった。当時、勤務していたC事業所からは同出張所が近かったこともあり、毎回、同じ窓口で保険料を納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年8月頃、A区役所B出張所から、国民年金保険料の申請免除承認期間（47年4月から48年3月まで）について納付勧奨を受け、当該期間のうち約半年分の保険料として約1万円を納付し、残りの申請免除承認期間及び未納期間（46年10月から47年3月まで）の保険料については、4回に分割した納付書を発行してもらい、同出張所の窓口で納付した。」と主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料は、昭和46年10月から47年3月までについては過年度保険料であり、47年4月から48年3月までについては、免除申請が承認されたばかりの期間であり、A区では、「過年度保険料及び申請免除承認期間の保険料について、区が納付勧奨をすることはなかった。また、区の出張所が国民年金保険料の収納事務を開始したのは53年4月であり、47年当時、区の出張所では国民年金保険料の収納事務は行っていなかった。」と回答していることを踏まえると、申立人は、A区役所B出張

所において、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として納付した金額について、「最初に納付した約半年分の申請免除承認期間の保険料が1万円ぐらいで、合計すると数万円であった。」と述べているところ、申立人が納付したと記憶する金額は、当時の実際の保険料とは大幅に相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 801

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

年金記録では、昭和 60 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間が未加入期間とされているが、私は、57 年 10 月に結婚してから 61 年 4 月に第 3 号被保険者制度ができるまで、継続して国民年金に任意加入しており、保険料を全て納付したはずである。

申立期間について、保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、国民年金に継続して任意加入しており、保険料を納付していたはずである。」と主張している。

しかしながら、A市町村が管理する電算記録によると、申立人は、昭和 57 年 9 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得（同年 10 月 1 日から任意加入被保険者に種別変更）した後、60 年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の記録となっており、資格喪失の届出が行われた日付として、同年 3 月 1 日と記録されていることが確認できる。

また、A市町村では、「申立期間当時、毎年 3 月の初め頃から翌年度の国民年金保険料の納付書を作成し、資格を喪失した者に納付書を送付することがないように、3 月 20 日頃に確認を行った上で送付していたので、昭和 60 年 4 月 1 日付けの資格喪失の届出を同年 3 月 1 日に行っている場合、納付書を送付することはなかった。」と回答していることを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人は、「A市町村で国民年金の資格を喪失する届出を行ったことはなく、記録の誤りではないか。」と述べているところ、申立人が昭和 61 年 2 月 22 日にA市町村から転出したB市町村が管理する申立人の国民年

金被保険者名簿には、昭和 60 年度に係る資格喪失欄に「60. 4. 1」と記載され、納付記録欄には、未加入であることを意味する斜線が記入されており、B市町村では、「当時、前住所地のA市町村から送付された連絡票を転記したものと考えられる。」と回答していることを踏まえると、A市町村では、申立期間当時から、申立人を昭和 60 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した者として管理していたことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 1101

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 16 日から同年 4 月 21 日まで

私は、申立期間当時、株式会社Aに季節労働者として勤務した。一緒に出稼ぎに行った同僚から、当時の厚生年金保険の加入記録があると聞いており、私の加入記録が無いのはおかしいと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する二人の同僚のうちの一人についても、株式会社Aでの厚生年金保険の加入記録が無く、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の出稼ぎ労働者については、その全員について雇用保険の加入記録が確認できるところ、申立人及び上記の厚生年金保険の加入記録が無い同僚については、雇用保険の加入記録は確認できない。

また、株式会社Aでは、「当時の資料が無く、当時の担当課長等は死亡しており、当時の出稼ぎ労働者に係る厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚、及び申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の出稼ぎ労働者からは、出稼ぎ労働者に係る厚生年金保険の取扱いについて、具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番もみられないほか、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 1102

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月15日から48年4月15日まで  
② 昭和48年11月15日から49年4月15日まで

私は、申立期間①及び②当時、A市町村のB株式会社に出稼ぎに行っていた。一緒に出稼ぎに行っていた人の中に、同社での厚生年金保険の加入記録がある人がおり、私も厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間①及び②において、B株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「B株式会社に一緒に働きに行った同僚の中に、同社での厚生年金保険の加入記録がある者がいる。」と述べているところ、その者は、「厚生年金保険に加入していたかどうかは覚えていない。」と述べており、厚生年金保険の加入記録を確認したものの、同社における加入記録は無い。

また、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する別の同僚一人についても、B株式会社における厚生年金保険の加入記録は無い上、当該同僚及び前述の同僚は、申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、B株式会社の人事担当であった者は、「昭和40年代頃であれば、まだ出稼ぎ労働者を厚生年金保険に加入させてはいなかったかもしれない。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①及び②において、加入期間からみて出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入記録はみられない上、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。